

## 軽度外傷性脳損傷の周知等の措置を求める意見書

軽度外傷性脳損傷（MTBI）は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維組織が断裂するなどして発症する病気である。

その主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、肢体麻痺、視野が狭くなる、匂いや味がわからなくなるなどの多発性脳神経麻痺など複雑かつ多様である。

しかしながら、軽度外傷性脳損傷（MTBI）は、MRIなどの画像検査だけでは異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないことが多く、働けない場合には経済的に追い込まれることもあるのが現状である。さらに、本人や家族、周囲の人たちもこの病気を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースも見受けられる。

世界保健機関（WHO）においては、軽度外傷性脳損傷（MTBI）の定義の明確化を図り、予防措置の確立を提唱しており、対策を求められていることから、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

1. 軽度外傷性脳損傷（MTBI）の労災の障害（補償）年金が受給できるよう労災認定基準を改正すること。
2. 労災認定基準の改正にあたり、画像に代わる判定方法として、他覚的・体系的な神経学的検査法を導入すること。
3. 軽度外傷性脳損傷（MTBI）について、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月26日

沖縄県宜野湾市議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、総理大臣、総務大臣、  
文部科学大臣、厚生労働大臣